

市町村の所得・世帯データの訂正に伴う年金生活者支援給付金の
簡易な請求書（はがき型）の追加送付等について（12月10日公表分）

令和元年10月1日から施行された年金生活者支援給付金制度に関しては、本年9月以降、市町村から提供された所得・世帯データを基に判定を行い、給付金の支給要件を満たしている方に対し、簡易な請求書（はがき型）を送付しており、随時返送いただいているところです。

これに関し、提出されていた所得・世帯データについて、北海道松前町、埼玉県富士見市、東京都杉並区、長野県塩尻市、和歌山県日高川町及び愛媛県松山市から訂正の申出がありました。これらの市町村からの申出に基づき判定したところ、実際には支給対象ではないことが判明した方が112名、新たに支給対象となることが判明した方92名、支給額が変更となる方が304名いらっしゃいました。

必要な方については、追加的にお知らせや請求手続に必要な書類をそれぞれお送りしています。なお、新たに支給対象になることが判明した方については、そこに同封されている請求書（はがき型）を、12月13日までに返送いただければ10月・11月分について1月にお支払いができます。（なお、この期日に遅れた場合でも、12月27日までに返送いただければ10月分からお支払いができます。）

（市町村別の内訳）

市町村	支給対象ではないことが判明した方	新たに支給対象となることが判明した方	支給額が変更となる方
北海道松前町	69	92	289
埼玉県富士見市	2	0	0
東京都杉並区	14	0	0
長野県塩尻市	1	0	0
和歌山県日高川町	1	0	0
愛媛県松山市	25	0	15